HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	『正義論』以前のロールズ－ロールズの博士論文「倫理的知識の基盤の研究」(1950)を読む
Author(s)	池田, 誠
Citation	研究論集, 11, 17(右)-36(右)
Issue Date	2011-12-26
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/47885
Type	bulletin (article)
File Information	18_RONSHU_11_IKEDA.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

『正義論』以前のロールズ

――ロールズの博士論文「倫理的知識の基盤の研究」（一九五〇）を読む

池田　誠

要　旨

本稿では、ジョン・ロールズの博士論文「倫理的知識の基盤の研究」（一九五〇）を考察し、若きロールズが『正義論』（1971／99 rev. ed.）の著者へと成長していく軌跡を辿る。そこで私は、ロールズの博士論文と、この博論の「ダイジェスト」とされる彼の翌一九五一年の処女論文「倫理学における決定手続きの概要」との間の共通点と相違点に焦点を当てる。

まず、第一の共通点として、両論文は法学や科学哲学における「議論の理論」を参考に、当時の倫理学における懐疑的風潮への反論として理性的な倫理学的探求の可能性を擁護することを主題としている。また第二の共通点として、両論文のうちにはすでにのちに「反省的均衡」と呼ばれる反基礎づけ主義的な方法論が確立され展開されている。しかもそこでは、『正義論』にみられる功利主義と（多元的）直観主義に代わる新たな規範倫理学理論を立てることへの意欲も見られる。

一方、両論文の間の相違は三つある。第一の相違点は、ロールズが実際に自らの提示する理性的な倫理学的探求の実例を素描してみせる際に解明と正当化の題材とする道徳判断の種類である。博士論文のロールズは「（i）よい性格に関する道徳判断」の解明を図るが、「概要」論文の彼は「（ii）正しい・正義にかなう行為に関する道徳判断」の解明を試みている。これに伴い、第二の相違点として、それぞれの論文でロールズが提示する道徳判断の解明原理（道徳原理）も異なっている。第三の相違点として、博士論文では、「概要」論文には登場しない「形式的正当化」と「実質的正当化」という二種類の正当化方法が登場する。

この相違点にもとづき、私は、博士論文のロールズは早くも彼の倫理学方法論を確立する一方、その実例の提示である規範倫理学理論においてはいまだ発展途上であり、以降、彼はより包括的な規範倫理学理論の確立をめざし、彼なりの「反照的均衡」のプロセスを幾度も重ねて「概要」『正義論』へと歩みを進めていったと主張する。

1　はじめに：ロールズの倫理学上の貢献

ジョン・ロールズといえば『正義論』（1971/99 rev. ed.）の著者として有名である。近年日本でも有名である政治哲学者マイケル・サンデルがその講義や著書の中で紹介したこと、また『正義論』の三十一年ぶりの新訳がついに公刊されたことを二つの大きなきっかけとして、この二十世紀最大の道徳哲学者の日本における認知度はにわかに高まりつつあるように思われる。

ロールズ正義論の倫理学上の貢献とは何だろうか[1]。まず多くの人々が思い浮かべるのが、彼の規範倫理学上の貢献であろう。『正義論』の目的は、近代の道徳哲学において「有力で支配的な伝統をなしてきた功利主義よりも優れている正義に関する体系的な説明の代替案」として「ロック、ルソー、カントに代表される社会契約の伝統的理論」（の抽象度を高めたもの）を提示することにあった（TJ pp. vii–viii/xvii–xviii rev.；訳 xxi）。ロールズは社会契約論の道具立てを参考に、功利原理に代わる社会の統制原理として、自由と権利の絶対的保障と「最も恵まれない人々」を重視する分配を謳う「正義の二原理」を提示する。このロールズの主張は、『正義論』公刊以後、倫理学のみならず、法学や経済学、社会学にまで広がる大論争を巻き起こしてきた。またこと倫理学においては、『正義論』は二十世紀前半の倫理学における道徳語の意味分析（分析的メタ倫理学）への偏重を断ち切り、規範倫理学を復権させた著作とも言われる。

一方最近では、ロールズのメタ倫理学上の積極的貢献も注目されている。現代に直観主義の伝統を復活させたという貢献である[2]。一九八〇年の「道徳理論におけるカント的構成主義」論文（Rawls (1980)）は、かねてよりロールズ正義論の根底に存在していた手続き主義、反照的均衡というメタ倫理学上（とくに倫理学方法論上）の立場を「カント的構成主義」（あるいは「道徳的構成主義」）という明確な立場として再定式化した論考であった。それは、ある行為の客観的な道徳的正しさの根拠を、「その行為がわれわれの『外』に（われわれの実践的推論に先立ち、それに独立して）存在すべき望ましい事態・秩序・帰結に寄与するか」ではなく、「その行為の格率がわれわれが自らの『内』に共通して持つ理にかなう実践的推論の手続き・プロセスを生き残るか否か」に求める立場である。この構成主義という立場は、メタ倫理学上の分類で言えば、一方で道徳実在論や合理的直観主義、自然主義を退けつつも、他方で行為の客観的な道徳的正しさや道徳判断や道徳原理の客観的な真偽は問いうるとする認知主義的立場を堅持する独特の立場である。このカント的構成主義・道徳的構成主義の立場はＴｈ・ヒルやＢ・ハーマン、Ｏ・オニール、Ｃｈ・コースガードらカント主義者を筆頭とする多くの論者に継承されている[3]。

ロールズの規範倫理学上の貢献とメタ倫理学上の貢献は密接に関係しあっている。つまり、彼の功利主義批判は、単にその規範原理のみならず、功利主義が拠って立つ方法論的基礎（基礎づけ主義）をもその批判の射程に収めるものなのだ。われわれはその規範・メタ両側面における貢献を同時に、また正しく眺めない限り、この二

十世紀の巨人の倫理学への真の貢献とその「反功利主義者」としての相貌を正しく理解することができない。

2　初期ロールズの関心：倫理学方法論

先に述べたように、反功利主義者としての側面のうち、規範倫理学上の側面が注目されることの多いロールズであるが、実際に彼が功利原理に代わる規範的な道徳原理を積極的に打ち出しはじめるのは『正義論』に遡ること十三年前の論文「公正としての正義」（Rawls (1958)）が最初である。それ以前、つまり処女論文「倫理学における決定手続きの概要」（Rawls (1951)）のロールズは、われわれの間の利害対立を調停する客観的な決定手続きは何か（＝どんな規範的道徳原理か）ではなくむしろ、そもそもそうした客観的な決定手続きは存在するのか、存在するとすればわれわれはそれをどのように発見し正当化することができるのかという倫理学方法論に関心を抱いていた[4]。しかもそこでは、のちの『正義論』で「反照的均衡」と呼ばれることになる反基礎付け主義的なアプローチが展開されているのである。

だが、以後の論文に比べて、「概要」論文は研究者の間でもあまり顧みられることはなかった。なぜなら、この論文はとにかく「わかりにくい」からである。「概要」論文は註も参考文献も日常的な実例もなく、延々と抽象的議論が続くため、倫理学史上の位置づけがわかりにくい。しかもその抽象的議論は、倫理学を科学哲学・論理学と類比させ、後者の分野の概念を援用して論じるものであるためますます難解である[5]。だが、ロールズの規範倫理学的側面に注目する人々にとって幸運なことに、『正義論』では、五八年の「公正としての正義」以降の論文が修正を経て実質的に本論に組み込まれているのに対して、五一年の「概要」論文については、正義の二原理を支える方法論的基礎の説明の中でわずかに二度註で触れられるのみである（TJ 46/40 rev.（訳 p. 65）and 579/507 rev.（訳 p. 763））。この事実に多くのロールズ研究者は胸を撫で下ろし、安心して「概要」論文を『正義論』から切り離してきた。

だが、すでに述べたように、『正義論』以降の（厳密にいえば一九五八年の「公正としての正義」以降の）ロールズの反功利主義は、反基礎づけ主義という彼のメタ倫理学的立場によって支えられている。ゆえに、この「概要」における主張、および「概要」から『正義論』に至る彼の思想の発展を理解することは、以後の彼の思想を正しく理解する上で大いに役立つだろう。

3　ロールズの博士論文（Rawls (1950)）を読む

そこで本稿では、「概要」とともに、その前年にロールズがプリンストン大学へと提出し、「概要」のもととなったとされる彼の博士論文「倫理的知識の基盤に関する研究：性格の道徳的価値に関する判断に即して考える」（Rawls (1950)、以下 D）[6]を考察することにしたい。ただし、紙幅の都合上、本稿ではこの博士論文全体の要約と考

察はしない（これについては、すでに堀（2007）がその著書においてロールズの博士論文について約百ページにわたる素晴らしい分析をしているので、そちらを参照のこと）。本稿ではむしろ、博士論文と「概要」および『正義論』の間の共通点と相違点（すなわち、博士論文から「概要」や『正義論』へと引き継がれた部分と引き継がれなかった部分）を整理することによって、若き研究者ロールズが博士論文から「概要」論文へ前進し、さらに『正義論』という現代倫理学史上の記念碑を打ち立てるまでに至った足跡をたどることにしたい。

3―1　「概要」論文と博士論文の共通点(1)　「議論の理論」への関心

「概要」論文は彼の未公刊の博士論文の「圧縮版」「要約」「ダイジェスト」であるとされる（註5参照）。先に触れた堀さえも「概要」論文を「博士論文の焼きなおしだ。しかし、タイトルをはじめ、強調点や説明の手立てに若干の相違がある」と述べるにとどまっている（堀 (2007), p. 117）。これは大方間違いではないが、誤解を招く表現であると思われる。なぜなら、私の見立てでは、ロールズの博士論文と「概要」の間には単なる「強調点や説明の手立ての相違」には回収しきれないもっと大きな違いが存在しているからである。以下では、「概要」論文と博士論文を対照させながら、その共通点と相違点に迫ることにしよう。

まずは共通点から見ていこう。博士論文および「概要」論文の主題は、堀が指摘する通り、「議論の理論（Argumentation Theory）」の一種である（堀 (2007), p. 24）。堀によれば、議論の理論とは、一九七〇年代以降、主に法哲学においておこった、論理学・科学哲学・言語哲学などの知見を援用して、司法上の議論を筆頭とする法的議論や道徳的議論の構造を明らかにしようとする理論である。つまり議論の理論が焦点を当てるのは、「どの法的判断や道徳的判断が正しいか」という法律上・規範倫理学上の問いではなく、「ある法的判断や道徳判断の正しさはどのように正当化されうるか」「われわれは法学や倫理学において、『ある行為や制度は法的に正しい／道徳的に正しい・よい』という知識（真なる信念）をいかに理性的に探求することができるか」という（法学・倫理学）方法論上の問いである。博士論文および「概要」論文のロールズも、それぞれ人々の行為選択を評価し導きを与える「合理的な意思決定の規範」（D, p. 86）に関する倫理的知識の理性的な探求方法とは何か、「利害対立を調停する理にかなう手続きを発見し正当化するための理性的な倫理学的探求の方法とは何か」（Rawls (1951a), p. 1）という問いに取り組む。

「概要」論文のロールズはこうした倫理学方法論の問いに取り組む理由について、冒頭で次のように述べている。

> 「道徳的知識が客観的であるか主観的であるかということは、理念的価値実体が実在するか否か、道徳的知識が情緒に起因するか否か、あるいは、世界には多様な道徳規範が存在するか否かという問題によって決まるのではない。それは、ただ、所与

のないし提案された諸々の道徳ルールやそのルールにもとづき下された決定に妥当性あるいは非妥当性を付与するような理にかなう方法はあるのか否か、という問題のみによって決まるのである。」(Rawls (1951a), p. 1 (訳 pp. 255-6))

さて、この説明はいささか唐突に思われるかもしれない。そこで博士論文を参照してみると、ロールズがまさに、当時の倫理学を席巻していた懐疑的風潮、すなわち「道徳的諸問題の解決に理性が用いられる可能性を否定する見解」から理性的な倫理学的探求や客観的な倫理的知識の可能性を擁護する「ひとつの反例」を構築および考察するためにこうした問いを立てたことがわかる(D, Abstract)。

ロールズによれば、この懐疑的風潮は大きく分けて二つの説によって支えられてきた。一方は、道徳原理は究極的には理性によって正当化不可能な何らかの不可謬の権威に基づかねばならないとする権威主義的見解である(D, p. 1)。ここで多くの人々は、国家や政党、伝統、教会を不合理な「権威」と呼ぶことには納得するだろう。だがロールズの批判はさらに鋭く、彼は、伝統的な哲学者たちが道徳原理の究極的基礎と考えてきたものさえも、彼らがそれが究極的基礎であること自体は(とくに「それは議論のア・プリオリな前提・基礎・公理なのだ」として)正当化される必要はないと考えている限りで単なる不合理な「権威」にすぎないと喝破する。よってロールズの見立てでは、神意説、進化や歴史の必然の過程に訴える説(D, p. 322)、人間本性や心理に関する事実に訴えるハチスンやヒューム(D, p. 324)、人間のア・プリオリな超越論的能力に訴えるカントおよび新カント派(D, pp. 325-6)、世界の側の(自然的・非自然的)事実や秩序に訴える説(倫理的自然主義、合理的直観主義、道徳実在論)(D, p. 318)もみな権威主義に含まれる。要するにロールズが「権威主義」として批判するのは、最終的に独断的基礎に訴える「基礎づけ主義」的認知主義のことである。

第二の種類の説は、道徳判断や道徳原理とは結局さまざまな社会的・文化的要因によって一部の集団に偶然根付いた考えや感情の表出にすぎず、それ自体には真偽や正しさは問えないとする立場である(D, pp. 2-3)。こうした立場には、エイヤーやスティーヴンソンらの情動主義や、ヒュームやデュルケム学派などの倫理学を「道徳の社会学・人類学」(任意の個人や集団がある道徳的信念を持つ社会学的・人類学的な原因の実証研究)へと還元する立場が含まれる(D, pp. 3-4 note 2; 整理は堀(2007), pp. 35-40を参考にした。また、ヒュームが両方の説へと登場しているが、当時のロールズはヒュームの扱いに迷っていたのかもしれない)。

ロールズによれば、両者の見解はともに、道徳命題が理性的な探求・議論の対象であること、したがって客観的な倫理的知識の可能性を否定するものとされる。一九四〇・五〇年代のロールズはこうした倫理学の危機・「行き詰まり」(堀(2007), p. 25)を前に、何とか権威主義(基礎づけ主義的認知説としての自然主義、直観主義)にも非認知主義(情緒主義)にも陥らずして、道徳判断や道徳原理が理性的な議論・探求の対象であると擁護する必要があると考え、

「議論の理論」へと至った。これは「十分な理由アプローチ」を説くS・トゥールミン（Toulmin (1950)）、「理想的観察者」理論を説くR・ファース（Firth (1952)）、そして「討議倫理学」を説くドイツのJ・ハーバーマス（Habermas (1983)）と軌を一にする動きである[7]。

ロールズはここで科学との類比に訴える。たしかにわれわれの道徳的意見は伝統や文化、社会状況などさまざまな要因の影響を強く受けるし、道徳的意見を称するものが単なる不合理な感情の表出やプロパガンダに過ぎないこともある。だがそれは科学においても同じはずである。われわれの科学上の観察もまた、同様のさまざまな要因の影響を受けるし、明らかに誤った科学理論が不合理な権威により正当化された例もあった（D, p. 14）。だが、われわれはこの明白な事実にもかかわらず、理性的な科学的探求の存在可能性、したがって科学的知識の存在可能性は揺るがないと考える（D, p. 13）。ロールズによれば、その理由は「科学的手続きや証拠規準（帰納論理）の発展によって、われわれはありとあらゆる信念を選択する理性的な方法を得た」ことにあるという（D, p. 14）。そこで、ロールズはこの科学における理性的方法に倣って、倫理学への懐疑的風潮に対するひとつの反例として、倫理学の理性的な探求方法、および倫理的知識の基盤――すなわち、道徳命題の真偽を決める「決定手続きの概要」――の素描を試みる。

3―2　「概要」論文と博士論文の共通点(2)　反基礎づけ主義

第二の共通点は、その反基礎づけ主義である。「概要」論文のロールズは、倫理学における決定手続きは帰納的手法に似たものであると断りを入れたあと、すぐに彼が考える決定手続きとして、その道徳命題が「有能な判断者の熟考された判断」の集合全体と整合・調和するか否かという反基礎づけ主義的手続きの提示に取り掛かる（Rawls (1951a), p. 2）。しかし、「概要」を読んだだけでは、なぜロールズがこののちに反照的均衡と名付けられることになる反基礎づけ主義的決定手続きに至ったのか、そしてこの手続きがどういう点で帰納的手法に似ているのかわかりにくい。ここでも、彼の博士論文によって議論を補足することが役に立つ。

博士論文のロールズも倫理学的探求は敢えていえば帰納的手法に最も似た知識成立基準を採用すると述べる（D, p. 343）。ただしそれは、自然法則の真理性の基盤を観察との対応に求める自然科学における知識の成立・正当化基準を倫理学へとそのまま転用するものではない。経験科学における基準を倫理学に適用すべきだとする独断が、一方では自然主義や合理的直覚主義といった基礎づけ主義的認知主義的見解（権威主義的見解）を、他方では非認知主義的見解（実証主義的見解）を支えてきたからである（D, pp. 340–341; see also Rawls (1951a), p. 18–19（訳 pp. 287–288））。数学や論理学における演繹的な知識成立基準を経験科学に転用するのが不適切であるように（実際ロールズは、ヒュームを演繹的な知識成立基準に固執したがゆえに経験的「知識」など存在し得ないと早合点し懐疑へと向かっ

たと批判している（D, p. 337）、経験科学における帰納的な知識成立基準を倫理学に転用することもまた不適切である（D, p. 342）。ある分野の「知識」の妥当性を疑う前に、われわれはまず、その分野の知識成立基準、言いかえればその分野における命題の真偽や正しさに関する「決定手続き」がどんなものであるべきかを冷静に吟味しなければならない。

ロールズによれば、伝統的に、倫理学的探求は人々の行為選択を評価し導きを与える「合理的な意思決定の規範」（D, p. 86）の研究と理解されてきた。では、理にかなう決定規範に求められる性質とは何か。ロールズはそれを、彼が現在有力な二大規範倫理学理論と考える功利主義と（多元的）直観主義[8]に向けられる批判を吟味することで明らかにしようとする（D, p. 18）。なぜなら、人はある理論がまさに理論として備えるべき望ましい特徴を欠いていると考えるからこそ、それを批判するのだからである。ここで、功利主義と（多元的）直観主義[9]を自説のライバルとみなすという『正義論』のロールズの構図が、同書に遡ること二十年以上前のこの博士論文にすでに登場していたことは注目に値する。そしてこの博士論文のロールズがこの二つの規範倫理学理論の欠点として挙げるものも、『正義論』におけるそれと同じである。つまり、一方の功利主義は一元的な決定規範を与えるが、それはしばしばわれわれの常識的な道徳判断と衝突する指針を与えてしまう（D, pp. 18–24; see also TJ 22–33/19–30 rev. and elsewhere（訳 pp. 31–48））。他方の（多元的）直観主義は、通常常識とはよく調和するが、同時に二つ以上の互いに衝突する指針や道徳的義務が直観された場合に行為の導きとしての機能を失ってしまう（D, pp. 24–29; see also TJ 34–45/30–40 rev.（訳 pp. 48–64））。

両見解に対する批判が妥当であるかどうかはここでは問題ではない。重要なのは、それらの批判がわれわれが規範倫理学理論およびそれが提示する決定規範に少なくとも「常識的な道徳的考えのうちに内在し、それらと調和するようなものであること」「難しい道徳問題に解決を与えること」そして「正当化可能であること」という三つのことを期待していることを示唆しているという点である（D, pp. 28–29）。

ここから、ロールズは倫理学的探求は次の二つの作業をもって進められねばならないと主張する（D, p. 29; see also Rawls (1951a), p. 7（訳 p. 266））。

1　われわれの常識的な道徳判断の解明（explication）（＝われわれの常識的な道徳判断の背後にある道徳原理の発見（あるいは構成））

2　1で発見（構成）された解明原理の正当化（justification）

まず、第一の作業である「われわれの常識的な道徳判断の解明」であるが、これは、仮にそれらがわれわれの道徳的推論の背後にあると想定するなら、われわれがまさにそうした道徳判断を下すことについて最も整合的な説明がつくような道徳原理（解明原理）の集

合を発見する企てのことである（つまり、われわれが道徳的推論に際して実際に意識的に従っている道徳原理の集合の発見ではない）（Rawls (1951a), p. 7 (訳 p. 266); D, pp. 73, 77)。このことから、『正義論』においては道徳理論を「われわれの道徳的能力、より具体的に言えばわれわれの正義の感覚を律している諸原理を詳説しようとする…ひとつの道徳感情論」と述べている（TJ 51/44 rev.（訳 p. 70)）。

ただし、ロールズのいう「われわれの常識的な道徳判断」は「実際に現実においてわれわれが表明する判断」そのものではない。現実のわれわれの道徳判断は集団さらには個人によってさまざまである。その中で一部の人々の現実の道徳判断に準拠することは、単なる集団／階級道徳の擁護と対立意見の不合理な排除に結びつきかねない。要するに、それは倫理学的探求において、科学的探求でいうところの観察に比肩するほどの信頼に足るデータだとはいえない。そこでロールズは法学における「一般人（reasonable men）」という観念に着目する。これは裁判において、問題の状況での被告の行動の適正さを測る基準として裁判官が想定する理想上の人物のことであり、日常生活を送る上で不可欠な判断能力や運動能力、知性や知識、性格などを平均程度に有するものとされる。裁判官はこうした「一般人」という標準に訴え、「同じ状況において、一般人ならどうするだろうか?」と問うことによって、被告の行為が過失か否かを判断する（D, p. 39)。

ロールズは、これと同様の倫理学における「一般人／理にかなう人の合理的判断（rational judgments of a reasonable man）」（博士論文）、「有能な道徳判断者の熟考された判断（considered judgments of a competent moral judge）」（「概要」論文）という観念に訴える標準を規定することを試みる（D, pp. 30–68; Rawls (1951a), pp. 2–7 (訳 pp. 259–266)）。この理想上の人物は、道徳判断を下すのに必要不可欠な能力や性格を平均程度に有する人とされる。反省と熟慮の中で「理にかなう人（あるいは有能な道徳判断者）ならどう判断するだろうか?」と問うことを通じて、われわれは倫理学的探求において信頼に足るデータである道徳判断を集めることができる（D, pp. 39–40)。これこそが倫理学的探求における被解明項「われわれの常識的な道徳判断」とされる。

ここにおいて、ロールズが倫理学的探求が帰納に「似た」知識成立基準を採用すると述べるその真意を理解することができる。まず、科学が個々の観察（被解明項）の全体を最も整合的に説明する自然法則（解明項）の集合の発見・構成を主題とするように、倫理学はわれわれの常識的な道徳判断（被解明項）の全体を最も整合的に説明する道徳規則・原理の集合の発見・構成を主題とする。この点で倫理学的探求の採用する知識成立基準は帰納に似ている。しかし、科学と異なり、倫理学における被解明項は現実の世界において観察されるわれわれの道徳判断そのものではなく、われわれの熟慮の内側にのみ現れる理想的な「理にかなう人々の合理的判断」あるいは「有能な判断者の熟考された判断」である。この点で、倫理学の採用する基準は厳密には科学における帰納とは異なる。

また、科学は自然法則という事実の発見を目的とするゆえ、一部の被解明項（観察）と解明項（自然法則の仮説）が衝突する場合後者を修正して整合が図られることが多いが、対照的に、倫理学はわれわれが従うべき行為規範としての道徳規則・原理の発見を目的とするゆえ、一部の被解明項（常識的道徳判断）と解明項（道徳規則・原理の仮説）とが衝突する場合、われわれが十分な反省の後になお望むのであれば、後者に合わせて前者を修正することで全体の整合を図ることも十分に認められる。つまり、倫理学においては、一般性レベルの異なるあらゆる道徳命題に対等な権威がすすんで認められている（のちに「反照的均衡」と呼ばれるアイデア）。この点でも、倫理学的探求の採用する基準は厳密には帰納とは異なる。

次に第二の作業である解明原理の「正当化」の説明に移ろう。ロールズが解明原理の究極的な正当化根拠とみなすものは博士論文の段階から変わらない。ひとことでいえば、それは、公共的で率直な討議を経て、われわれ全員がそれ自体理にかなうものとしてその解明原理を自発的に受容しうるという条件へと集約される（Rawls (1951a), pp. 10–12）。つまり、博士論文の表現を借りれば、正当化の究極的な権威はわれわれの外側にあって不可謬と想定される権威ではなく、われわれが共有する「正に関する自由な集合的感覚」に求められる（D, p. 272）。これは不可謬のものとは想定されず、つねにわれわれの間の討議を通じて修正される可能性に開かれている。

このように、のちに「反照的均衡」と呼ばれるところのロールズの反基礎づけ主義的倫理学方法論は、すでに博士論文の段階から完成されている。また、われわれはロールズの博士論文を読むことで、「概要」論文ではごく簡潔に触れられるに過ぎなかった、ロールズがこの反基礎づけ主義的方法論を提示するに至った倫理学史的背景をも知ることができる。これは彼の功利主義批判のメタ倫理学上の側面を理解する上で大いに役立つ収穫であるように思われる。

3―3　「概要」論文と博士論文の相違点(1)　被解明項とされる道徳判断の種類

しかし、「概要」論文と博士論文の間には実質的な相違もある。それは、博士論文から「概要」論文へとロールズが引き継がなかった点である。私はこれらの相違のうちにロールズの思想の前進を認めることができると主張したい。この意味で「概要」論文は博士論文の単なる「ダイジェスト」ではない。

第一の実質的相違は、被解明項として取り上げる道徳判断の種類の相違である。「概要」および博士論文では、ロールズはわれわれの道徳判断は大きく分けて以下の三種類のものを主題とすると述べている（D, pp. 103–105; Rawls (1951a), p. 13（訳 p. 277））

(1)道徳的によい性格

(2)正しい行為、正義にかなう行為：われわれの行為が影響を与える見込みのある重要な権利・利益のすべてを比較衡量し、すべての関係者にとって公平で公正に思われる行為を発見することを含む

(3)目的とすべきよい対象やよい活動：どの事物がそれ自体でよいか、合理的な人々による追求に値するか否か[10]

博士論文においても「概要」においても、その目的はあくまでも、懐疑的風潮に抗して、理性的な（規範）倫理学的探求の可能性を示すことにあるので、ロールズは三種類ある道徳判断のいずれかを用いて理性的な（規範）倫理学的探求の実例を素描できれば十分にその目的は果たすことができる。だが、博士論文と「概要」論文の各々においてロールズが被解明項として取り上げる道徳判断の種類は異なっており、博士論文では、ロールズはその副題が示す通り第一の種類の「道徳的によい性格に関する道徳判断」を、一方「概要」論文では第二の種類の「正しい行為、正義にかなう行為に関する道徳判断」を取り上げて、理性的な規範倫理学的探求の実例の素描を試みる。

3―4　「概要」論文と博士論文の相違点(2)　解明原理

また、取り上げる道徳判断の種類が異なる以上、各々の論文においてロールズがそれらの解明原理として提示する（暫定的な）道徳原理もまた異なっている。これが第二の相違である。「概要」論文のロールズはこの解明原理を「正義の諸原理」と呼ぶが、それらはのちの「正義の二原理」に比べればかなり粗いものである（そもそも、「概要」論文で問われているのは個人の行為の正義であって、正義の二原理が主題とする社会正義ではない）。

博士論文

・被解明項：(1)行為者の性格の道徳的価値に関するわれわれの常識的道徳判断

・解明項（解明原理）：C(1)―C(6)

C(1)　ある行為は、それが遂行された状況においてそれ以外のどんな行為もできなかったのならば、当人の性格の道徳的価値を示すものとはみなされない（D, p. 110）

C(2)　単に悪い行為を企むだけで実行しない人の性格は、同じ悪い行為を企みかつ実行する人の性格ほど悪いとは判断されない（D, p. 120）。また、前者の人の性格の良し悪しは、行為の実行を妨げた性向の性質にしたがって判断される（D, p. 122）

C(3)　単に正しい行為を企むだけで実行しない人の性格は、同じ正しい行為を企みかつ実行する人の性格ほどよいとは判断されない（D, p. 131）。また、前者の人の性格の良し悪しは、行為の実行を妨げた性向の性質にしたがって判断される（D, pp. 136-7）

C(4)　義務の感覚や義務の知識から正しい行為を行う人、あるいは、相手に対する直接の善意から正しい行為を行う人の道徳的価値は、それ以外の動機から正しい行為を行う行為者の道徳的価値よりも高いとされる（D, p. 140）

C(5)　まさにそれが不正だと考えるがゆえに不正な行為を行う人、あるいは、相手に対する直接の悪意から不正な行為を

行う人の道徳的価値は、それ以外の動機から同じ行為をする人の道徳的価値よりも低いとされる（D, p. 172）

C(6) 行為が行為者の道徳的価値を示すものであるためには、その行為者は、規則を理解する能力、意図を形成する能力、理知的に意図を実現する能力を持っていなければならない（D, p. 175）

「概要」論文

・被解明項：行為の正しさ・正義に関するわれわれの常識的道徳判断

・解明項（解明原理）：正義の諸原理（i）—（vii）（Rawls (1951a), p. 14（訳 pp. 279-283））

（i） 公平：どんな要求（claim）も同一の諸原理によって評価すべし

（ii） 要求を否定する理由に課される条件(1)

（a） どんな要求もとりあえずは充足に値するとみなすべし

（b） どんな要求の充足の可能性も理由なく否定してはならない

（c） ある要求の充足の可能性の否定・制限を正当化する唯一の受容可能な理由は、それを充足すれば別の要求の充足が妨げられると無理なく予見しうるからというものであるべし

（iii） ある要求を否定する理由に課される条件(2)

（a） ある要求を充足すれば直接的かつ実質的に別の要求の充足が妨げられると無理なく予見されないならば、当の要求を否定・制限してはならない

（b） 理にかなう予見は、帰納と証拠に裏付けられた信念にもとづくものであるべし

（c） 要求の価値が大きくなるほど、それが別の利益の充足を妨げること（あるいはそう予見されること）を許容する範囲は大きくなる。逆もまた然り

（iv） できるだけ多くの要求を充足すべし

（a） ほかの諸原理と矛盾しない限りで、できるだけ多くの要求を充足するべし

（b） 一部の利益を他の利益のために制限する前に、まずは両方の利益を確保する方法を探し、採用すべし

（v） 利益を充たす手段に課される条件

（a） 利益を充たそうとある手段が用いられる場合、その手段が本当に当の利益を充たすようなものであることが無理なく論証可能であるべし

（b） ある利益を確保するためにそれを採用すると別の利害に影響を与えるような手段が用いられる場合、その手段を用いてよいか否かは、別の原理に従って影響を受けるすべての利益を評価することで決定すべし

（vi） 要求の順位づけ原理(1)

（a） 要求はその強さ順に並べられるべし

（b）要求の強さは、よいものの分配やよい活動の実行に関連する特徴をどの程度その要求する人が備えているかに比例して決まる

（c）よいものの分配やよい活動の実行に関連する諸特徴とは、一定の条件下において当のよいもの／よい活動によって充たされうるような具体的な必要、欲求、嗜好のことである（たとえば、食糧の分配に関しては、その人がどれだけ食糧を必要としているかが重要である）

（vii）要求の順位づけ原理(2)

（a）強さの同等な複数の要求が存在する場合、可能な限りすべての要求を平等に充足すべし

（b）同様の場合に、すべての要求を――少なくともある程度まで――平等に充足することができない場合、くじ引きなどの公平な方法によって充足する要求を選ぶべし

（c）（vi）により強さ順に並べられた要求については、その順位に従って分配・充足すべし。その中にある同等の強さの要求の部分集合については、さらに（vii）（a）か（b）を適用すべし

3―5　「概要」論文と博士論文の相違点(3)　正当化の方法

第三の大きな相違は、解明原理の正当化方法の種類である。「概要」論文においては、解明原理は、公共的で率直な討議を経て、われわれ全員がそれを理にかなうものとして受容するか否かの一点において正当化されるとしていた（Rawls (1951a), pp. 10–12）。博士論文においても究極的な正当化根拠は同様の「直観的正当化」であるのだが（D, p. 230）、一方で、博士論文のロールズはさらに、「形式的正当化」「実質的正当化」という直観的正当化に先行する二種の正当化方法を挙げている。

形式的正当化とは、ある格率がすでに受容されている「より高次の」格率（ないし規則・原理）の一例であることを示すことによって、その格率を正当化することである（D, p. 229 and p. 236）。この正当化が「形式的」と呼ばれるのは、それが正当化において規則と格率、そしてそれらが適用される状況の記述が含む以上の経験的知識をまったく用いないからである。たとえば、あるひとつの壺の中の白い球と黒い球の比率から壺の集合全体の白い球と黒い球の比率もこれと同じだろうと推理することを、これはわれわれがすでに受容しているより高次の確率の定理（ベイズ定理）の一例だと示すことで正当化するのがこの形式的正当化にあたる。一方、目下の道徳判断の例においては、解明原理が個々の道徳判断に対して提供するのがこの形式的正当化である。たとえば、ある行為者が極度の空腹や恐怖などの強力な抵抗しがたい情念に促されて行為に及んだ場合、そして行為者にはこの情念の発生を予防する手立てもそもそもなかったと理解される場合、当人に行為への責任を負わせるべきではないというわれわれの常識的な格率は、解明原理のひとつC(6)の

一例として形式的に正当化できる。

次に、実質的正当化とは、その格率を目下の事例において採用することは人々がよいと考える事態や目的を多くの場合に実現する傾向があるということを示すことによって格率を正当化することである（D, p. 229）。この種の正当化が実質的と呼ばれるのは、それが任意の手段がそうした目的を首尾よく実現する傾向があるという経験的知識に依拠しているからである。先ほど例に挙げたベイズ定理を受け入れることそれ自体は、たとえば、経験上、当て推量や占いよりもベイズ定理のほうが推理が成功する見込みが高いということを示すことによって実質的に正当化される（D, pp. 232–233）。

さて、「概要」論文と博士論文の第三の相違は、この実質的正当化の有無にある。「概要」論文では、解明原理（i）—（vii）は直接、われわれの自発的受容という直観的正当化に訴えられている。一方、博士論文では、解明原理 C(1)—C(6)は、直接に直観的正当化に訴えることによって正当化されるのではなく、直観的正当化の対象とされる「『実践』理性の二大原理」に経験上一般に合致することが示される、あるいは C(1)—C(6)が指示する行為がこの「二大原理」を組み合わせて出てくる以下の「合理的行為の理念」に経験上一般に合致することが示されるという実質的正当化を介して間接的に正当化される（もちろん実際には、このプロセスが行きつ戻りつ、相互の調整を図りつつ全体の整合を目指して進められることはいうまでもない）。

・「実践」理性の二大原理（D, p. 106）

（i）　適切な目的に対し適切な手段を採用することは理にかなう

（ii）　理にかなう適切な目的とは、当の個人にとって包括的に満足の行くものであり、かつ彼の住む共同体の他のメンバーの同様あるいは別の活動と包括的に調和するような活動のことである

・合理的行為の理念（D, p. 248）

合理的行為とは、［(ii)］包括的な目的［(i)］を達成するための適切な手段と示されうる行為のことである

しかし博士論文のロールズによれば、実際には、「第二原理はその概要の提示から示されるよりもずっと詳細な扱いを必要とする」（D, p. 108 note）。そこで彼は、第二の「実質的正当化」の段階において、とりあえずはまずうまく議論を運べそうな「常識が人の性格（道徳的価値）に対し下す判断を解明し、これらの判断が第一の原理を用いることにより正当化されることを示すこと」（D, p. 108）へと的を絞る。これが成功すれば、少なくとも、うまくいきそうな理性的な（規範）倫理学的探求の実例を素描するという博士論文の狙いを達成することはできるだろう。より難しい「別の研究」つまり行為の正しさ・正義に関する考察へと進むのは、別のところで実績を上げてからでも遅くない。

さて、C(1)—C(6)のそれぞれがいかに実践「理性」の第一原理——何らかの適切な目的に対して適切な手段を採用すべし——を充たす

かについて、ロールズの説明を簡単に見ておこう。説明の鍵となるのは、道徳判断の命令・サンクションとしての効果である。個人によるものであれ、共同体による公的なものであれ、「ある人やあるクラスの人々の性格に関して道徳判断を発言することによって、しばしばわれわれは将来よりよく行為することを強く奨励する。…（中略）…道徳規則を教えることによって、われわれは言語によって表現された理解可能な指示を用いて統制を行う。さらにわれわれは、行為者の道徳感情に訴えることで手引きや指示を与える」（D, p. 197）。つまり、行為者の道徳感情に訴えて相手を正しい行為へと促すことが、道徳判断一般の目的である。よって、解明原理 C(1)―C(6)に一致する道徳判断がその命令的効果を通じて道徳判断一般の目的を実現する適切な手段としてうまく機能することが示されれば、C(1)―C(6)は実践「理性」の第一原理によって実質的に正当化されることになる。

C(1)はどんな行為が、また C(6)はどんな人の行為がそもそも当人の性格の道徳的価値を示すものと言えないかに関する諸判断を解明する原理である[11]。倫理学の目的は正当化可能な決定規範を定式化することにある。よって、道徳原理は行為者が自身の意思決定の結果としてなしうることにかかわる。このとき、C(1)は、「性格に関する道徳判断を、自発的で、性格そのものを源泉として生じる行為のみに限るという慣習的な制約を解明する」規則とみなしうる（D, p. 119）。同様に C(6)は、道徳判断は意思決定をなす能力、すなわち推論・熟慮・選択能力を持つ存在者（ロールズ呼ぶところの「人格（person）」）に対してのみ下され、一方これらの能力を（十分に）持たない存在者（石やその他の魂を持たないものや子供、精神に病を抱える人々。ロールズ呼ぶところの「事象」）に対しては下されないという慣習的な制約を解明する規則とみなすことができよう。人格のみが道徳的性格を有し、また人格がなす行為だけが道徳的正不正を問われうる。

さて、C(1)および C(6)が実践理性の第一原理に合致することは明らかである。それが含意する指示や手引きを理解することのできない存在者、あるいは理解できても従うことのできない存在者に対して道徳判断を下したところで、彼らを正しい行為へと促す効果は期待できない。このとき、C(1)および C(6)と一致する道徳判断を下すことは、「道徳によるコントロールの及ぶ行為の領域を、こうしたコントロールが実効的である領域へと、すなわち合理的行為者たちの合理的行為へと限定する」（D, p. 202; see also D, p. 233）という意味で、いいかえれば、実際に手段として役立ちそうな道徳判断を絞り込むという意味で実践理性の第一原理と合致する。

一方、C(2)〜C(5)は、行為者の性格の道徳的価値の大きさはその性格と性格を構成する動機や傾向性が正しい行為へと結びつく見込みの大きさによって判断されるという一般的規則を表している（D, p. 203）。当然、正しい行為を企むにとどめる性格よりも、現に正しい行為に及ぶ性格のほうが善を生む見込みが高く、悪い行為を企むにとどめる性格よりも現に悪い行為に及ぶ性格のほうが害を生む見込みが大きい。また、行為を企むにとどめる性格の中でも善や害へ

と結びつく見込みはさまざまである（C(2)〜C(3)）。さらに、ロールズによれば、ある傾向性が生み出す効果の多寡は状況に応じてさまざまだとはいえ、一般的に、義務の感覚と他人の善の増進・保障への直接の関心という二つの動機からの行為は善へと結びつく見込みが最も高いと期待しうるし（C(4)）、逆に「それがまさに不正だから」という感覚、あるいは他人の害の増大への直接の関心を動機とする行為は、実際に害へと結びつく見込みが最も高いと期待される（C(5)）。

さて、これらの解明原理と一致するような形で性格や動機・傾向性を評価する（道徳判断を下す）ことが「実践」理性の第一原理と調和することは明らかである。なぜなら、正しい行為をなす見込みの高いタイプの性格や動機・傾向性をよいと判断し是認すること（あるいは不正な行為をなす見込みの高いタイプの性格や動機・傾向性を悪いと判断し否認すること）は、道徳判断の命令的効果を通じ人々のうちにそうしたよい性格や動機・傾向性を育む（あるいはそうした悪い性格や動機・傾向性を抑制する）ことによって、それ自体で善の生産に寄与する手段となりうるからである（D, pp. 203-204）。

以上、解明原理 C(1)―C(6)のすべてが「実践」理性の第一原理と調和することが示される。そして、ロールズによれば、この第一原理はわれわれ全員がそれ以上の正当化の必要がないものとして自発的に受け入れるものである（D, p. 235）。この直観的正当化をもって、行為者の性格に関する個々の道徳判断、解明原理、実践理性の第一原理の間に相互支持の関係が生まれる。ここにおいて、われわれは少なくとも行為者の性格の道徳的価値に関しては、理性的な倫理学的探求および倫理的知識のモデルを手に入れたことになる。

4　この実質的相違から見えるもの：ロールズ正義論の発展の過程

さて、博士論文と「概要」論文の間にある上述の三つの実質的相違のうちに、ロールズ正義論の発展の過程を眺めることができると私は主張したい。

上で述べたように、博士論文のロールズはわれわれの常識的な道徳判断の第一の種類のもの「（i）行為者のよい道徳的性格に関するわれわれの常識的な道徳判断」とその解明原理 C(1)―C(6)に対して、「実践」理性の第一原理――よい目的に対する適切な手段を採用すべし――の見地から実質的正当化を行う。しかし実際には、その定式化に「適切な目的に対する」という文言が含まれている以上、その実質的正当化は究極的には実践理性の第二原理および合理的行為の理念の考察にも踏み込まねばならない。そしてそのためには、他の種類の道徳判断――「（ii）正しい行為・正義にかなう行為」と「（iii）目的とすべきよい対象・活動」に関する道徳判断――の解明が必要となる。三種類の判断は相互に独立した形では解明できないものなのだ。事実ロールズ自身も、第二原理が要請するような理にかなう活動を明らかにするには、個人内および個人間の欲求や必要同士が衝突したときにさまざまな善の「公正で均等な分配を決定す

る正義にかなう原理を定式化する」「社会正義」の企てが必要となる（D, p. 311）と述べていた。「第二原理はとりわけ正義原理の分析を必要とする。これは別の研究の課題としておくのが賢明に思われる」（D, p. 108 note）。先に述べたとおり、私はこの論点を絞るというロールズの戦略自体を非難するつもりはない。ただ、その反基礎づけ主義的方法論がすでに博士論文の時点で確立されていたのとは対照的に、彼の規範倫理学はまだ発展途上であったとはいえるだろう。

そこで、私はひとつの仮説を立てたい。ロールズは、博士論文において理性的な倫理学的探求の実例を素描したのち、その中での不足を補うより包括的な規範倫理学理論の構築に向けて、「概要」論文、さらには「公正としての正義」以降の論文においてまさにこの「別の研究」へと踏み出したのではないだろうか。

まずは、上で述べたとおり、ロールズは「概要」論文において、まさに「（ii）正しい行為・正義にかなう行為」に関する道徳判断の解明とその正当化に新たに取り組んでいる。だがその解明原理、とくに（vi）（vii）の要求の順位づけ原理はまだ不完全であり、しかも一見したところ、これらの原理は功利原理のそれに近い含意――博論の段階からロールズが退けようとしていたもの――を持つようにも思われる。なぜなら、彼は要求の強さと優先順位を要求者の欲求や必要、選好のみに依拠して決定しようとしているからだ。

一方で、「（iii）目的とすべきよい対象・活動」に関しては、ロールズはすでに博士論文の段階で若干の解明を試みており、暫定的結論として、理にかなう人なら誰もが重要だと同意するであろうよい対象・活動のリストを提示している（D, p. 310）。

（i）身体の厚生
- 衣食住などにかかわるさまざまな財や必需品をある程度持つこと
- 運動やゲームへの参加

（ii）そのメンバーが人格であるために必要な社会的なよいもの・こと
- 友人、婚姻、家族、共同体などさまざまな関係のなかで実現される善

（iii）三つのよい活動：
- 知の追求
- 美の創作や鑑賞
- 何らかのよい目的に人生を捧げること

だが、博士論文のロールズはこのリストの項目の間の優先順位ルールを解明するには至らず、これらの善の間で選択を迫られた場合については、「できるだけ多くの善を守ること」「各人に自分なりの最善の選択をなす機会を保障すること」というきめの粗い決定原理を提示することにとどまっている（D, p. 312）。「概要」論文においても、リストの項目に若干の説明の修正を加えるものの、基本的には博士論文を踏襲する（Rawls (1951a), p. 13 (訳 pp. 277–279)）。この第三の種類の道徳判断に関する解明の不完全さもあって、ロー

ルズは功利原理に近い含意を持つ正義原理を提示するに至ったのかもしれない。

だが、ロールズが本当にこの（少なくとも、彼自身にとって）望ましくない正義の理論へ到達してしまう可能性は、第三の種類「(iii) 目的とすべきよい対象・活動」に関する道徳判断についてより深い解明を試みることによって回避できるかもしれない。その解明の中で、われわれは誰もが認めるような本当に目指すべき目的、つまり本当によい対象やよい活動を発見するかもしれないし、加えて誰もが認めるようなそれらの間の優先順位ルールをさらに発見するかもしれない。そして、その優先順位ルールは、一部のよいもの・活動に対し、そのときどきの人々の欲求や選好の強弱から独立し、それらに決して左右されることのない辞書的優位を与えるものであるかもしれない。このとき、理にかなうとして正当化される包括的な規範倫理学理論（つまり、三つすべての種類の道徳判断を包括的に解明する理論）は反功利主義的なものとなるだろう。

そして、まさしく「概要」論文以後のロールズは、すでに彼が確立した理性的な倫理学的探求のモデルを携えて、包括的な規範倫理学理論の探求へと歩みを進めたのである。公正な協働のシステムとしての社会、秩序だった社会、原初状態における仮説的契約、二つの道徳的能力を有しそれらの陶冶と実現に最高次の利益を有する自由で対等な人格、妥当な請求の自己創成的源泉としての人格、基本財という新たな善のリストなどのさまざまな基礎的観念はみな、われわれの（もはや上記の三種類には絞られない）さまざまな種類、さまざまな一般性レベルの道徳判断を解明する中でロールズが（暫定的に）発見したものである。これらのすべてが互いに支持し合って、『正義論』という反功利主義の大建造物に基礎を与えている。

5　おわりに

本論では、ロールズの博士論文「倫理的知識の基盤に関する研究：性格の道徳的価値に関する判断に即して考える」を考察した。そこでは、ロールズの社会正義論を考察するうえで役立つであろう、以下のことを明らかにした。第一に、博士論文のロールズは倫理学方法論の問題に関心を抱いていたが、彼はこの関心を抱いた背景、そしてのちに反照的均衡と名付けられることになる反基礎付け主義的な倫理学方法論に至った背景を、当時の倫理学の風潮に言及してしっかりと明らかにしていた。第二に、ロールズは博士論文の段階でこの反照的均衡のアイデアをすでに確立していた。第三に、ロールズの博士論文は、その規範倫理学的探求の実践においてはまだまだ発展途上であったが、博士論文、「概要」論文、『正義論』の間に、はっきりとこの規範倫理学的探求の実践がより包括的なものへと成長していく過程を認めることができる。

そして『正義論』さえもこの包括的な倫理学理論への成長の通過点にすぎない。『正義論』およびその後の著作においてロールズが扱いきれなかった規範倫理学の分野――M・ヌスバウムの言葉を借りれば、「正義の未開拓領域」（Nussbaum (2006)）――は多くある。た

とえば、障害者や動物に対する正義、国外の人々に対する正義がこれにあたるが、一番大きい問題は、（社会正義ではなく）個人の行為の正しさ――公正としての正しさ――であろう。また、社会条件の変化や倫理学以外の科学の発展によって、ロールズ自身が提示した規範倫理学理論に修正を加える必要も出てくるかもしれない。これらの問題は、ロールズ亡き今、反照的均衡（あるいは道徳的構成主義）という理性的な倫理学的探求のモデルを継承した次世代の倫理学者に委ねられることになった。ロールズが死んでも、そしてロールズの規範倫理学理論が死んでも、ロールズが博士論文の段階から温め続けた彼の理性的な倫理学的探求のモデルそのものは生き続けるのである。

（いけだ　まこと・思想文化学専攻）

参考文献

文献から引用する際、訳書のあるものについては適宜参照しつつ池田が訳出した。また、Rawls (1971/99 rev. ed.), A Theory of Justice に言及する際には、TJ xx/yy rev. (訳 p. zz)のように初版、改訂版、邦訳の順に引用ページを表記した。さらにロールズの論文のうち、Rawls (1999), *Collected Papers* に収録されているものについては本書のページ数に言及した。

Darwall, Stephen, Gibbard, Alan, and Railton, Peter (1992), “Toward Fin de Siècle Ethics: Some Trends”, *The Philosophical Review* 101 (1), pp. 115–189 (reprinted in Darwall, Gibbard and Railton (eds.) (1997), *Moral Discourse and Practice*, Oxford: Oxford University Press, pp. 3–47).

Firth, Roderick (1952), “Ethical Absolutism and the Ideal Observer,” *Philosophy and Phenomenological Research* 12 (3), pp. 317–345.

福間聡（2007）、『ロールズのカント的構成主義：理由の倫理学』、勁草書房。

Habermas, Jürgen (1983), *Moralbewußtsein und kommunikatives Handeln*, Frankfurt, Suhrkamp Verlag（三島憲一、中野敏男、木前利秋訳『道徳意識とコミュニケーション行為』、岩波書店、二〇〇〇）。

堀巌雄(2007)、『ロールズ　誤解された政治哲学――公共の理性をめざして』、春風社。

川本隆史（1997/2005）、『ロールズ　正義の原理（新装版）』、講談社。

児玉聡（2010）、『功利と直観――英米倫理思想史入門』、勁草書房。

Mikhail, John (2000), *Rawls’ Linguistic Analogy: A Study of the ‘Generative Grammar’ Model of Moral Theory Described by John Rawls in ’A Theory of Justice,’* PhD Dissertation, Cornell University.

――― (2011), *Elements of Moral Cognition: Rawls’ Linguistic Analogy and the Cognitive Science of Moral and Legal Judgment*, Cambridge University Press.

Nussbaum, Martha (2006), *Frontiers of Justice: Disability, Nationality, Species Membership*, Cambridge, MA: Harvard University Press.

Pogge, Thomas (2007), *John Rawls: His life and Theory of Justice*, Oxford University Press.

Rawls, John (1950), *A Study on the Grounds of Ethical Knowledge: Considered with Reference to Judgments on the Moral Worth of Character*, Ph.D Dissertation, Princeton University.

Rawls (1951a), “Outline of the Decision Procedure for Ethics,” in Rawls

(1999), pp. 1–19.

Rawls (1951b), “Review of Stephen Toulmin’s *An Examination of the Place of Reason in Ethics’’, Philosophical Review* 60 (4), pp. 572–580.

Rawls (1955), “Two Concepts of Rules,” in Rawls (1999), pp. 20–46.

Rawls (1958), “Justice as Fairness,” in Rawls (1999), pp. 47–72.

Rawls (1971/1999 rev. ed.), *A Theory of Justice*, Cambridge, MA: Harvard University Press（川本隆史／福間聡／神島裕子訳『正義論　改訂版』／紀伊國屋書店／二〇一〇）。

Rawls (1980), “Kantian Constructivism in Moral Theory,” in Rawls (1999), pp. 303–358.

Rawls (1996), “A Reply to Habermas,” in his *Political Liberalism* (Expanded Ed.), Columbia University Press, pp. 372–434.

Rawls (1999), *Collected Papers* (edited by Samuel Freeman), Cambridge, MA: Harvard University Press（このうち『正義論』以前の公刊論文の訳については田中成明編訳『公正としての正義』／木鐸社／一九七九に収録）。

Rawls (2000), *Lectures on the History of Moral Philosophy*, Cambridge, MA: Harvard University Press（坂部恵監訳『ロールズ哲学史講義　上・下』／みすず書房／）。

Rawls (2001), *Justice as Fairness: A Restatement* (edited by Erin Kelly), Cambridge, MA: Harvard University Press（田中成明ほか訳『公正としての正義　再説』／岩波書店／二〇〇四）。

Rawls (2007), *Lectures on the History of Political Philosophy*, Cambridge, MA: Harvard University Press（齋藤純一ほか訳『ロールズ政治哲学史講義　I・II』／岩波書店／二〇一一）。

Sidgwick, Henry (1982), *The Methods of Ethics* (Seventh Ed.), Indianapolis, Hackett Publishing Company.

Stratton-Lake, Philip (2002), “Introduction,” in Stratton-Lake (ed.) (2002), pp. 1–28.

Stratton-Lake, Philip (ed.) (2002), *Ethical Intuitionism: Re-evaluations,* Clarendon Press, Oxford.

田中成明（1979）／「編訳者解説」／田中成明編訳『公正としての正義』／pp. 7–27°

Toulmin, Stephen (1950), *An Examination of the Place of Reason in Ethics*, Cambridge, Cambridge University Press.

注

1　ロールズが学界にもたらした変化に関するさまざまな論者の評価については／堀の簡潔なまとめを参照（堀(2007), p. 22 note 2）°

2　ロールズを直観主義の復権として二十世紀の倫理学史上に位置づける論文として／Darwall, Gibbard and Railton (1992)や Stratton-Lake (ed.) (2002)／福間 (2007)／児玉 (2010) を参照。

3　ロールズの倫理学上の第三の貢献として／教育者としての貢献もまた見逃せない。ロールズは一九六二年から九一年にわたり／ハーバード大教授として／ネーゲルやポッゲ／コースガードなど多くの倫理学者を輩出した。また教授就任中に行った道徳哲学史講義（Rawls (2000)）／政治哲学史講義（Rawls (2007)）では／近代の契約論者／功利主義者／さらにはマルクスなどの思想を原典を最大限に尊重しつつ論じ／多くの学生に影響を与えた。二十世紀前半の分析的メタ倫理学者は（論理実証主義者とともに）それ以前の伝統的な哲学や倫理学を学足り得ないとして軽視し自説を哲学史から切り離して眺める傾向があったので／「哲学史に学ぶ」という姿勢を復活させた点でもロールズは現代倫理学において画期的な人物であったといえよう。また／ロールズは哲学界に多くの女性研究者を輩出したことから一九九九

年に全米人文学勲章を受けている。この功績を第四の貢献に数えることもできよう（以上の記述は川本による『正義論』訳者あとがき（TJ 訳 p. 778 を参考にした）。

4 さらに、この処女論文と論文「公正としての正義」との間には「二つのルール概念」（Rawls (1955)）という論文が存在する。これは一見、後のロールズを知るわれわれにとって驚きであるが、規則功利主義的な道徳理論を擁護する論文のように見える。しかし、ロールズ本人が「公正としての正義」の註で強調しているように、「ルール」論文の主張は、処罰やゲームなどの道徳以外の実践においては個々の行為の正当化とルールの体系そのものの正当化とを区別することは説得的であるということであって、こうした区別が道徳理論においても説得的であるとか、このような区別を導入することによって功利主義的道徳理論が完全に擁護されるといった主張は一切していない（Rawls (1958), pp. 50–51 note 4（訳 pp. 68–69); see also 田中 (1979), p. 25）。

5 ロールズ研究者の Rawls (1951a) に対する評価として、たとえば Mikhail (2000), p. 195; 田中 (1979), p. 23; Pogge (2007), p. 15; 川本 (2005), p. 58; and 堀 (2007), pp. 23–24, 129 を参照。

6 ロールズは本論文を一九五〇年二月一日にプリンストン大学哲学部へ提出した。本論文は二〇一一年八月末時点で未公刊である（彼の『論文集成』（Rawls (1999)）にも収録されていない）が、同大学あるいは学位論文サービスに直接注文することで入手できる。

7 ロールズはこの三人の論者のそれぞれについて、トゥールミンについては書評において（Rawls (1951b)）、ファースについては『正義論』において（TJ 184n/161n rev., and 185n/162n）、そしてハーバーマスについては応答論文において言及している（Rawls (1996)）。

8 ストラットン―レイクの整理では、ここでいう複数の道徳的直観同士が衝突した場合の優先順位ルールを持たない直観主義は「方法論的直観主義」に分類される。一方ロールズはいくつかの道徳命題は自明でありその正しさは直観によって知られうるとする「認識論的直観主義」ではあるが、優先順位ルールの存在も認めるので「方法論的直観主義」ではない（Stratton-Lake (2002), pp. 2–3）。

9 ロールズはここでシジウィック『倫理学の諸方法』（Sidgwick (1981)）pp. 96–98 and 199–201 における（多元的）直観主義定義におもに従っている。

10 これら三つのうち、第二の種類の道徳判断がロールズがのちに『正義論』およびその語の著作で論じる種類の判断にもっとも近いが、ただしまったく同じものではない。なぜなら、『正義論』においては彼は社会制度や社会の「基本構造」の正義に関する判断を論じているからである。

11 ロールズによれば、C(1)は、積極的に「ある行為は、行為者が他行為を選択できた場合に限り性格を示しうる」と述べているのではない。C(1)は、「そもそも人は自らの性格が促す以外の行為を選択できるのか」という自由意志の問題には中立を貫く（D, p. 110）。また、C(1)は「ある行為は、それが本人の意図した行為でないならば、行為者の性格の道徳的価値を示すものとみなされない」とはいいかえられない。なぜなら、意図しない行為も行為者の「軽率さ」「不注意さ」という悪い性格の現れであるからである（D, pp. 113–114）。なお、ロールズが C(1)によって除外される例として挙げているのは「身体の麻痺した人の約束の不履行」である（D, p. 110）。よって実質的には、C(1)も C(6)と同様、「どんな人の行為が性格の道徳的価値を示すものとはみなされ得ないか」に関する解明原理であると解釈するべきかもしれない。